

社会福祉法人熊野町社会福祉協議会報酬及び費用弁償規程

【昭和62年4月30日規程第6号】

【平成29年6月19日規程第1号】

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人熊野町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の役員等に対する報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について、必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 会長の日額報酬及び理事会・評議員会等に出席するものの月額報酬の額は、次のとおりとする。ただし、会長の理事会等の出席においては併給はしない。

(1) 会長 月額 5,000円（ただし、年度支給上限額は、600,000円とする。）

(2) 理事・監事 月額 3,000円（ただし、年度支給上限額は、30,000円とする。）

(3) 評議員 月額 3,000円（ただし、年度支給上限額は、30,000円とする。）

2 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条に規定する常勤の特別職及び一般職については、第1項に掲げる報酬は支給しない。

(費用弁償及び支給方法)

第3条 本会の用務をもって会長の命令によって出張する者の費用弁償は、特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年熊野町条例第4号）の規定を準用する。

2 この規程に定めるもののほか、費用弁償の支給方法については、職員の旅費に関する条例（平成3年熊野町条例第1号）を準用する。

(改廃)

第4条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、昭和62年4月1日から適用する。

附 則（平成2年3月27日規程第3号）

この規程は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成5年3月25日規程第3号）

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成14年4月1日から適用する。ただし、同日以降に改正前のこの規程によって支給された報酬は、改正後のこの規程による内払とみなす。

2 平成14年4月1日から5月31日までの会長の報酬は、第2条第1項第1号の規定にかかわらず、月額5,000円とする。

附 則

この規程は、平成15年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年6月19日から施行する。